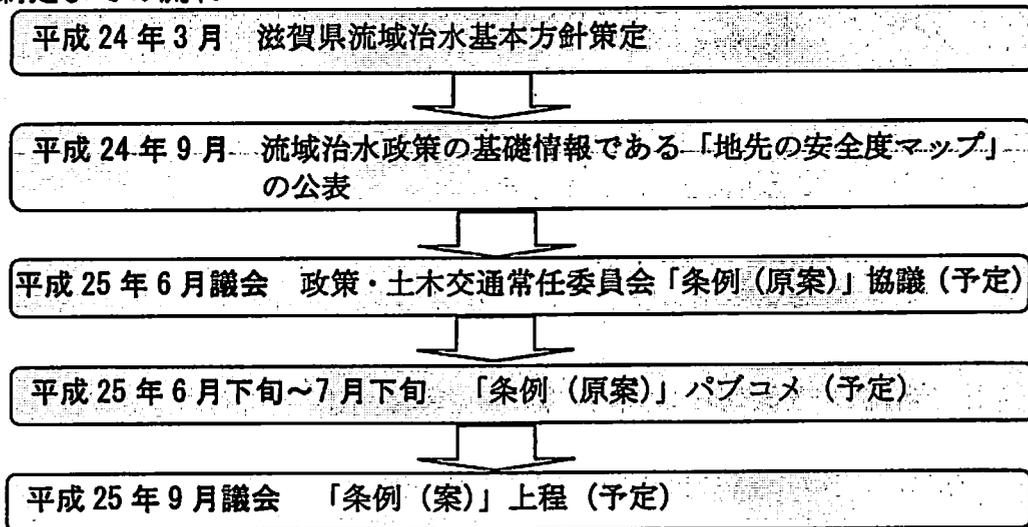


(仮称) 滋賀県流域治水基本条例の検討状況について

1. 条例制定の背景

- 本県における治水政策については、これまで洪水を安全に流下させるための河川やダムなどの施設整備を進めてきたが、長年大きな水害を経験していないことによる水害意識の低下や昨今の異常気象による整備水準を超える洪水の多発など浸水被害の危険性が高まりつつあり、水害から県民の生命・財産を守る仕組みづくりが喫緊の課題である。
- このような状況を踏まえ、県では、いかなる洪水にあっても人命が失われないことを最優先に、生活再建が困難となる被害を避けることを目的に、従来の河川整備などの「川の中の対策（ながす）」に加えて、流域における雨水貯留対策（ためる）、はん濫原減災対策（とどめる）、地域防災力向上対策（そなえる）などの「川の外の対策」を総合的に講じていくべき基本的な方針を「滋賀県流域治水基本方針 ー水害から命を守る総合的な治水を目指してー」として昨年 3 月に策定した。
- 今回、基本方針の実効性を確保するために「(仮称) 滋賀県流域治水基本条例」を制定し、市町、県民等の適切な連携および協働のもと県全域で流域治水政策を強力に推進することにより、水害に強い地域づくりの実現を目指す。

2. 条例制定までの流れ



3. 概要

(1) 目的

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

(2) 内容

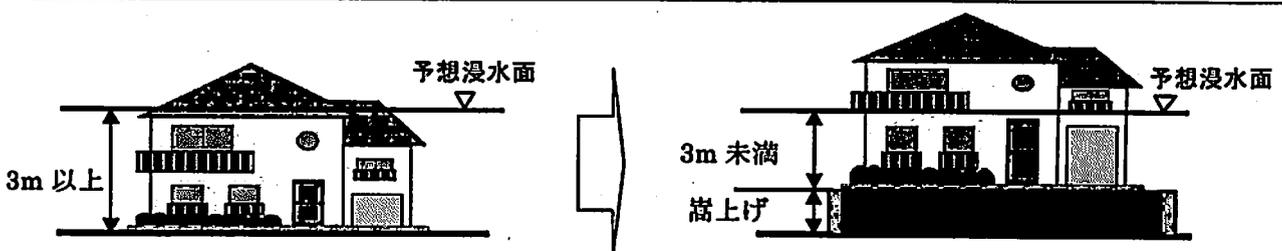
項目	概要	基本方針での位置づけ
総則	基本理念、県の責務、県民の責務	
想定浸水深の設定等	想定浸水深の設定・変更のための基礎調査および概ね 5 年ごとの公表	地先の安全度の調査・公表
河川における洪水対策	河川の整備と維持管理	「ながす」対策 河道掘削、堤防整備等

項目	概要	基本方針での位置づけ
集水地域における 雨水貯留対策	○森林および農地の雨水貯留浸透機能の保全 ○公園、運動場、駐車場、建物、工作物の雨水貯留浸透機能の整備・維持	「ためる」対策 調整池、グラウンド、森林、水田、ため池
はん濫原における 減災対策	○建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を活用した規制 ○床上浸水想定区域での新たな市街化区域の編入原則禁止 ○連続盛土構造物の設置協議	「とどめる」対策 地先の安全度を利用した建築物の耐水化・土地利用規制や輪中堤、二線堤、水害防備林
地域における 防災力の向上対策	○市町長への浸水に関する情報提供 ○避難に必要な情報提供 ○県民の防災意識の向上	「そなえる」対策 水害履歴調査・公表、防災教育、防災情報の発信
水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画	浸水被害の回避または軽減に関する取組を推進するための組織や計画に関すること	流域治水の推進組織（住民、市町、県、国等の協働による）
雑則	出水による災害危険区域の指定に関する条例を定めた市町は、本条例による建築規制を適用除外	
罰則等	建築規制の違反行為に伴う罰則および過料	

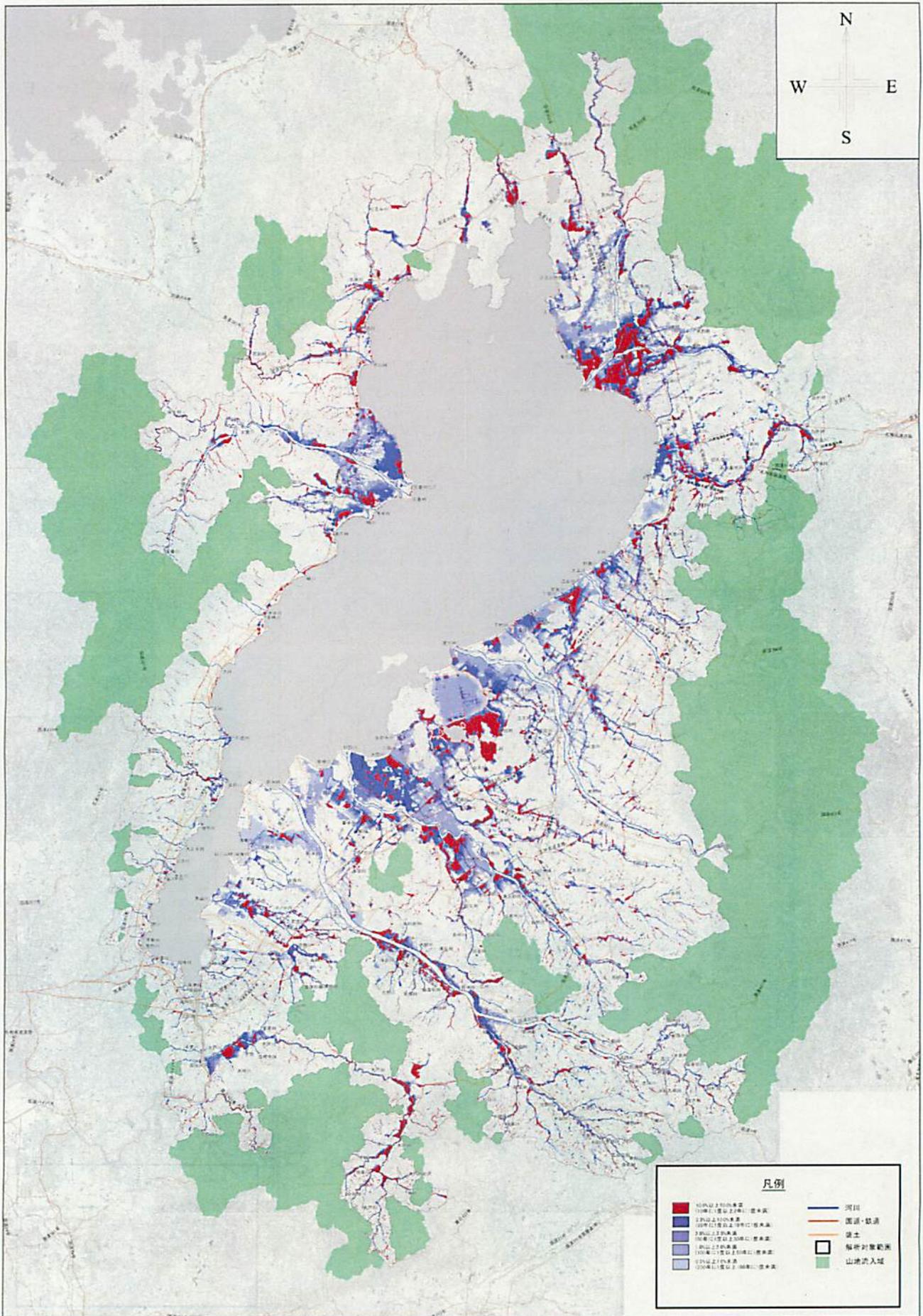
#### 4. 本条例の柱となる建築規制の考え方

命を守る安全な住まい方への誘導を図ることを目的に、建築基準法 39 条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を行う。

- ・ 災害危険区域：想定浸水深を踏まえ、浸水により生命または身体に著しい危険が生ずる恐れがある区域を指定（建築基準法 39 条に基づく災害危険区域）
- ・ 指定の手続：公告縦覧および住民等の意見聴収→関係市町長の意見聴収→告示（災害危険区域および想定水位）
- ・ 規制対象建築物：住居用建築物、病院、学校等
- ・ 規制の対応時期：新築・改築・増築時
- ・ 建築許可基準：嵩上げ等により安全な住まい方が確保されているか、または、付近に同等の安全性を有する避難施設があれば許可
- ・ 出水による災害危険区域の指定に関する条例を定めた市町は適用除外
- ・ 安全な住まい方に対する助成制度を検討
- ・ 流体力による災害危険区域の設定については引き続き検討



床上浸水（浸水深 50cm 以上）の年発生確率



# 家屋水没（浸水深 3.0m 以上）の年発生確率

